

# 施策評価調書

評価調書の見方

整理番号 **5**

■ 総合計画(後期基本計画)

政策名	I 地域資源を生かした産業育成のまちづくり
施策名	④ 地域生活を支える商工業の活性化

所管部局	所管部局長の氏名
〇〇部	京丹後 太郎
■部	峰山 次郎

・ 施策に関する個別計画※の概要などです。  
 ※ 「総合計画」に記載された内容を踏まえ、その実現を図るためのより具体的・詳細な内容について定めたもの

1 関連する個別計画 **PLAN**

個別計画名称	計画概要	計画年次	計画期間	備考
第〇次京丹後市〇〇支援計画	国の〇〇振興基本計画の内容を踏まえ、〇〇の分野を中心に、〇〇、〇〇、〇〇など関連する分野を含めた〇〇支援のための計画	平成23年3月	平成23年度～平成27年度	平成25年度改定予定

・ 施策の目的です。  
 ・ 施策目的が複数ある場合は、優先順位の高い順番に記載されています。

施策目的に関連する施策方針です。

2 施策目的(何を対象にどのような状態にしたいのか・どのような状態に持っていきたいのか)

No.	施策目的	関連する施策方針
1	人口減少、少子高齢化が急速に進んでいる本市において、新しい産業の育成、工業団地への積極的な企業誘致、付加価値の高い製品開発への支援を進めることで、若者が帰ってきたくなるような活気ある故郷を目指す。	1 〇〇の推進 2 △△の強化
2	中心市街地の整備、織物業の振興等の既存産業の活性化に取り組むことにより、市内経済の活性化を目指す。	1 〇〇の推進 4 ■■の振興
3	市内の生活者や事業者のニーズを踏まえ、消費の仕組みをつくり、市内経済の活性化を目指す。	

「施策を実現するために目標とすべき指標」として総合計画に掲げている指標とその現状値、目標値などです。

この例では、No.2の施策目的は、下記「4 評価結果一覧」に記載している施策方針「1 〇〇の推進」と「4 ■■の振興」に関連していることを示しています。

3 目標値など

総合計画	めざす目標	指標名	総合計画作成時 (H17)		後期基本計画作成時 (H20)		H23年度実績値 (現状)		目標 (H26)	
			年度	年度	年度	年度	年度	年度		
商業の販売力を高めます	年間販売額	購買力流出率	104,050百万円	H16	101,441百万円	H19	105,321百万円	H23	120,000百万円	H26
			79%	H16	84%	H19	84%	H21	100%	H26
工業の生産力を高めます	工業従業者1人当りの出荷額		13,956千円	H15	17,874千円	H20	19,576千円	H23	20,000千円	H26
			282件	H15	253件	H20	300件	H23	350件	H26

個別計画で掲げられている指標と現状、目標値などです。

個別計画	個別計画名称	指標名	説明・備考	計画策定時		H23年度実績値 (現状)		目標	
				年度	年度	年度	年度		
第〇次京丹後市〇〇支援計画		商店街の延べ店舗数		2,153店舗	H22	2,235店舗	H23	2,300店舗	H27
		制度融資を利用した事業者数		152事業者	H22	160事業者	H23	180事業者	H27

・ 施策を実現するための手段です。  
 ・ 施策は、施策方針で構成されており、さらに、施策方針は、事務事業で構成されています。

担当課による事務事業評価(事務事業の性質別分類分け)の結果です。

所管部局による施策評価の結果です。

4 評価結果一覧

施策方針	事業名	事業内容(実績)	事務事業	事業の担当課名	担当課	事業の平成24年度の当初予算額		事務事業評価結果								施策評価結果			
						予算額(単位:千円)		根拠法令	単独事業	財政負担	事業種別	対象	実施手法	関与必要性	数値	説明	施策目的	施策貢献度	今後の方向性
						H23決算額	H24予算額(一般財源)												
1 〇〇の推進	1 〇〇総務一般経費	〇〇のための業務に必要な経費及び公用車等の維持管理経費	〇〇課			2,697	2,519(2,519)	なし	含む	単費	内部管理	-	-	-	-	1,2	B	終了・廃止	
	2 〇〇助成事業【再掲】I-③	〇〇が実施する▲▲支援事業	事業の平成23年度の決算額			9,019	80,099(80,099)	国規定	-	国・一部	サービス	法人	直・補	2	特定サービス	1	C		
2 △△の強化	1 △△推進事業	市民への△△の機会提供(セミナー、講演会の実施)	△△課			140,955	90,000(90,000)	市規定	含む	単費	サービス	法人						縮小	
	△△講座開催事業	平成23年度は、「△△推進事業」で実施	△△課			48,000												拡大	
3 ●▲との連携		市と●▲団体が定期的に会議を持つなど常に連携を図っているため、調書には非計上)																	
4 ■■の振興	1 指定管理施設管理運営事業																		
	2 ■■支援事業	■■の活性化を図るために活動している団体の活動を支援するとともに、各種事業を実施					(2,401)					直・委・補・負	1	該当なし	1,3	A	現状維持		
	計					148,401	144,026(144,026)												

平成24年度当初予算における一般財源額※です。  
 ※ 「一般財源」とは、収入した時点でその用途が特定されておらず、市の裁量によって使用できる財源のことです。現在、市が行っている歳出抑制の議論では、「一般財源による歳出をいかに抑制していくか」という観点から検討を行っています。

次のページで説明します。

・ 番号の背景がピンク色になっている事業は、他の施策又は施策方針に位置付けられている事業で、事業名の右側に【再掲】などの表示がされています。  
 ※ この例では、施策「I 交流経済都市」の施策「③ 漁業・海業の振興」に位置付けられている事業の再掲事業であることを示しています。

・ 施策方針に位置付けられる事務事業が無い場合、その理由などが記載されています。

施策における歳出抑制の考え方が記載されています。

歳出抑制の考え方の内容について、サービスの低下を和らげるための補完・代替措置などがある場合、当該内容が記載されています。

5 今後の施策展開について **ACTION**

No.	歳出抑制の考え方	補完・代替措置などがある場合は、その内容
1	〇〇事業について、縮小を検討していく。	積極的に相談に応じ、類似する制度の活用を促す。
2	施設全体の運営管理経費を見直すことで、歳出の抑制を図る。	

事業実施の根拠となる法令等	
表示	説明
義務	法律等により、事業の実施が義務付けられている事業(実施するか否かについて市の裁量の余地がない事業)
国規定	法律、国の要綱等で事業の実施について推奨・規定されている事業
府規定	府の条例等で事業の実施について推奨・規定されている事業
市規定	市の条例等で推奨・規定されている事業
なし	根拠法令なし

評価結果										
事務事業評価							施策評価			
根拠法令	単独事業	財政負担	事業種別	対象	実施手法	関与必要性 数値	説明	施策目的	施策貢献度	今後の方向性
国規定	—	単費	施設整備	市民	直・委・負	7	生活維持確保	—	S	現状維持
市規定	含む	単費	サービス	市民	補	4	民間補完福祉増進	—	A	現状維持
国規定	—	国・一部	サービス	市民	補	7	生活維持確保	3	A	縮小
なし	含む	国・一部	施設整備	市民	委	7	生活維持確保	—	—	—
義務	—	単費	—	—	—	—	—	—	—	—
国規定	—	国・一部	施設整備	市民	委	7	生活維持確保	1,3	S	拡大

事務事業評価結果、施策貢献度、歳出抑制の議論などを踏まえた上での、事務事業の今後の方向性

事務事業の実績が施策目的に対してどの程度貢献したか		
表示	説明	参考
S	施策実現への貢献度が非常に高い(施策を実現するために必要不可欠な事業)	自転車のペダル、チェーン、タイヤ、ハンドルにあたる事業
A	施策実現への貢献度が高い(施策を実現するために必要不可欠とは言いつれないものの、あるべき事業)	自転車のブレーキ、サドルにあたる事業
B	施策実現への貢献度がやや低い(なくても施策を実現することは可能ではあるが、施策を推進する上であった方が望ましい事業)	自転車のライト、変速機にあたる事業
C	施策実現への貢献度が低い(施策を実現するために附属的に位置付けられている事業)	自転車のかご、荷台にあたる事業

事務事業内に「市の単独事業」を含む場合、「含む」と表示

事務事業が関連する施策目的の番号

事業の財源	
表示	説明
国府全額	国庫・府で全額財政負担
国・一部	国の財政支援あり(交付税を除く)
府・一部	府の財政支援あり
他	その他機関の財政支援あり
単費	京丹後市単費

事業の種類	
表示	説明
サービス	市民等サービス
維持管理	施設等維持管理
内部管理	内部管理
施設整備	施設等整備

事業による受益者	
表示	説明
市民	市民
団体	団体
法人	法人
他	その他

事業の実施方法	
表示	説明
直	直営
委	委託
指	指定管理者制度
扶	扶助費
補	補助金
負	負担金
他	その他

市の関与の必要性				
数値	表示		行政と民間の活動領域(参考)	
	説明	説明(詳細)		
7	生活維持確保	次のいずれかに該当する事務事業 ・ 受益の範囲が不特定多数の市民におよぶ事務事業 ・ 市民の基本的な生活の維持・確保に必要な事務事業	行政	
6	生命財産権利保護	市民の生命・財産・権利を守るため、又は市民の不安を解消するために、必要な規制、監視、指導、情報提供、相談などを目的とした事務事業		
5	生活支援安全網	次のいずれかに該当する事務事業 ・ 社会的・経済的弱者を対象に生活の安定を支援する事務事業 ・ 社会的・経済的弱者を対象に生活の安全網(セーフティ・ネット)を整備する事務事業		
4	民間補完福祉増進	次のいずれかに該当する事務事業 ・ 市民ニーズは高いが、多額の投資が必要、又は事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを担いきれず、これを補完する事務事業 ・ 民間のサービスだけでは市域全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事務事業 ・ 市民福祉の増進を目的とし、不特定の市民が利用することのできるサービスを提供する事務事業		民間
3	個性魅力	市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、又は国内外に情報発信し、まちの魅力を向上させることを目的とした事務事業		
2	特定サービス	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて、特定の対象者以外の第三者にも受益がおよぶ事務事業		
1	該当なし	上記のいずれにも該当しない事務事業		

評価結果(事務事業評価・施策評価)の見方

